

# 青森県弘前市岩木地区地域おこし協力隊募集要項

## 1. 募集人員 2名

- (1) 竹細工の技術伝承とその先の未来のために活動する隊員（以下、竹細工隊員）1名
- (2) 岩木地区の地域振興（スポーツ活動※を「主軸」）のために活動する隊員（以下、スポーツ活動隊員）1名

※スポーツ活動：「スポーツ」、「運動」を総称するものとして使用。

## 2. 活動内容

市、地域住民、関係団体等と連携しながら、次に掲げる活動を行っていただきます。

### (1) 竹細工隊員の活動内容

❖ 岩木地区の竹細工の現状については、別紙をご覧ください。

- ① 竹細工の技術習得
  - ② 伝統工芸・伝統文化としての竹細工に関する魅力発信や、生産過程等を含めた次世代継承
    - ・竹細工関係者と連携したワークショップの開催
    - ・SNS等を活用した岩木地区や竹細工に関する情報発信 など
  - ③ 上記以外の活動で、弘前市岩木地区の地域おこしや課題解決に寄与する活動
- ※（3）の活動内容を参考に活動内容を提案し、企画・運営。

### (2) スポーツ活動隊員の活動内容

スポーツ活動を「主軸」とし、岩木山という資源や、地区内運動施設を有効活用した地域振興

<参考：想定される活動内容>

- ・地域スポーツの活動推進・情報発信
- ・健康長寿を伸ばすためのスポーツ活動習慣づくり
- ・子どものスポーツ活動への支援
- ・スポーツイベントの企画・運営
- ・地域資源・施設を利用したアウトドア活動
- ・スポーツ関連団体等と連携した活動
- ・体調やメンタル管理、怪我予防などの指導 など

### (3) 共通の活動内容

自身の経験や岩木地区住民のニーズをもとにした、地域振興のための活動内容の提案、実践

<参考：想定される活動内容>

- ・岩木地区で活動する地域団体の情報発信支援（ウェブ等による観光PR、記事執筆等）
- ・岩木地区住民を対象とした、地区や活動に関する情報発信（協力隊通信の発行）

- ・岩木地区の地域資源を活用した産業、文化振興支援  
（観光スポット、農産物、神社仏閣、伝統芸能、お祭り等）
- ・岩木地区で活動する地域団体の活動支援、事業提案（イベント企画、コミュニティ支援等）
- ・地域内における新産業の創出や既存する生業の支援

➔ 実際の活動にあたっては、関係者・関係団体や担当職員と相談の上、活動内容を決めていきます。

## 関係者・関係施設・協力団体など

### (1) 竹細工隊員の技術指導

弘前市岩木地区の愛宕（あたご）という集落で竹細工製作者から技術を習得・継承していきます。

### (2) スポーツ活動隊員の関係施設

- ・岩木青少年スポーツセンター
- ・岩木山総合公園
- ・岩木B&G海洋センター
- ・岩木山百沢スキー場        など

### (3) 協力団体

#### 岩木みらい協議会

岩木地区地域おこし協力隊の導入に関する協議及び、着任した隊員の活動に対するアドバイスや活動支援等を行っています。

岩木みらい協議会には、次の団体も加盟しています。

- ・岩木山観光協会

岩木地区の観光振興を行う団体で、岩木山をはじめとする観光情報の発信やイベント等で地域おこしを行っています。

- ・一般財団法人岩木振興公社

岩木地区の地域振興を行う団体で、地区内の観光施設、体育施設等の公共施設を管理・運営しています。施設を拠点に様々なソフト事業を展開しています。

- ・弘前里山ツーリズム

弘前市でグリーンツーリズムを推進する団体で、農業体験の受入、グリーンツーリズムの情報発信、セミナーなどを実施しています。

- ・岩木山商工会

岩木・相馬地区の商業振興を行うほか、岩木夏まつりなどの地域おこしイベントも行っています。

### (4) アドバイザー

協力隊制度や協力隊の活動事例に詳しい有識者の方へ、地域おこし協力隊としての活動などについて相談することができます。

### 3. 求める人物像

#### (1) 竹細工隊員

- ・地域が守ってきた伝統を尊重しながら、未来への継承や、地域外への発信に意欲的な方。またその方法を一緒に考え、実行できる方

#### (2) スポーツ活動隊員

- ・スポーツ活動を手段として、岩木地区の活性化に意欲的に取り組むことができる方

#### (3) 共通

- ・地域の特性や慣習を尊重し、地域行事に積極的に参加するなど、地域住民と十分にコミュニケーションを図り、良好な関係を築くことができる方
- ・幅広い世代との交流を楽しめる方
- ・岩木地区での生活を楽しめる方
- ・協力隊同士の連携、協働しての活動にすすんで取り組める方

### 4. 活動場所 弘前市岩木地区

※所属は岩木総合支所総務課になります。

### 5. 募集対象（下記（1）～（8）全ての要件を満たす方）

- (1) 総務省の地域おこし協力隊員の地域要件に合致している方で、採用後は住民票を異動し、居住できる方
- (2) 地域おこし協力隊としての活動終了後も、弘前市岩木地区に定住する意思のある方
- (3) 普通自動車運転免許を有し、実際に運転できる方又は着任までに普通自動車運転免許を取得見込みの方
- (4) パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント、インターネット、Eメールなど）の一般操作や簡単なチラシ作成などができ、SNSやブログ等の情報発信経験がある方
- (5) 心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方
- (6) 地区の生活習慣を尊重し、地域住民とともに活動ができる方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- (8) （竹細工隊員の場合）地域の伝統工芸に関心があり、継承する意思がある方

<地方公務員法第16条>

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 6. 勤務時間・休日

(1) 勤務時間：原則1日7時間 週35時間勤務

(活動内容により変更する可能性があります)

(2) 休日：4週につき8日間の週休日、その他祝日法に定める祝日・休日・年末年始の休日（休日に活動がある場合は、平日への振替休暇等による対応となります。）

## 7. 休暇

(1) 年次有給休暇：任用時に、10日を付与。以後、再度の任用時に勤続年数に応じた日数を付与。

(2) その他の休暇（取得条件あり）

- ① 有給（忌引休暇、生理休暇、夏季休暇、結婚休暇、公民権行使のための休暇、現住居滅失等による休暇、災害等出勤困難による休暇、災害時退勤途上危険回避による休暇、証人・鑑定人・参考人等としての出頭、妊娠中等定期健診のための休暇、産前・産後休暇、出生サポート休暇、配偶者出産休暇、男性職員の育児参加休暇）
- ② 無給（病気休暇、療養休暇、骨髄等ドナー休暇、妊娠疾病休暇、育児時間、子の看護休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間）

## 8. 雇用期間

採用の日（令和7年4月1日以降）から令和8年3月31日まで  
（1年度単位で更新可能、最長3年まで）

※採用の日は、合格者と市が協議のうえ決定します。

※採用の日から1か月間は条件付採用の期間とし、その間職務を良好な成績で遂行した場合に正式採用となります。

※令和7年度以降の雇用・更新の正式決定は、市の各年度予算成立後となります。

- 9. 給 与** 報酬として月額 26万6,666円。  
その他、通勤手当相当分を費用弁償として支給  
※賞与等の支給はありません。

## 10. 待遇・福利厚生

- (1) 弘前市の会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2に規定する一般職の会計年度任用職員）として採用されます。
- (2) 社会保険（健康保険（青森県市町村職員共済組合）、厚生年金）及び雇用保険に加入します。
- (3) 事務用として必要なパソコンは、市から貸与します。
- (4) 住宅については、市が地区内の住居を準備し、賃料も負担します（上限あり）。  
ただし、光熱水費・町内会費等の生活に必要な費用は自己負担となります。
- (5) 引越しに必要な経費については、各自の負担となります。
- (6) 地方公務員法上の服務規定が適用となります。

## 11. 兼業

営利企業への従事等の制限についてはありませんが（所得上限はあり）、職務専念義務や信用失墜行為禁止の観点などから検討を要することもあるため、事前にご相談ください。

## 12. 起業や事業承継をする場合の支援

隊員として1年以上活動し、引き続き定住し起業・事業継承される場合は、一定の条件のもとに起業・事業継承事業費補助金の交付対象となります。

## 13. 応募方法

必要書類を締切日までにご提出ください。

### (1) 書類等の提出方法

- ① 郵送又は持参にて提出してください。なお、提出した書類は返却しません。
- ② 提出書類
  - ・ 応募用紙
  - ・ 住民票の写し
  - ・ 自動車運転免許証のコピー（両面）  
※ 取得見込みの方は、マイナンバーカードのコピー（マイナンバーの面は不要）  
や保険証などの身分証明書のコピー

### (2) 締切日

令和6年9月30日（月）必着

## 14. 選考の流れ

### (1) 一次選考（書類審査）

選考結果は、各締切日から2週間前後で、文書にて通知します。

### (2) 二次選考（面接等）

①一次選考合格者を対象に、二次選考試験を行います。詳細については、一次選考結果の通知の際にお知らせします。

②面接は、原則現地で対面により実施します。

（面接会場までの交通費や滞在費等は自己負担となります。）

③二次選考の面接は、令和6年11月中下旬の土日のいずれかの日を予定しております。

※日程は決まり次第市ホームページでお知らせします。一次選考合格者の人数によっては、連続する二日間にわたり、二次選考を行う場合があります。

④二次選考結果は、二次選考の日から2週間前後で、文書にて通知します。

## 15. その他

(1) 生活や通勤の手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車等の用意をお勧めします。

(2) 選考実施前の、8月10日（土）～12日（月・山の日振替休日）の日程で、「おためし地域おこし協力隊（2泊3日）」の実施を予定しております（オンラインで事前説明会も開催予定）。おためし地域おこし協力隊の募集人数は、竹細工隊員3名、地域振興隊員（スポーツ活動隊員）3名の合計6名です。応募を検討している方は是非ご参加ください。なお、詳細は市ホームページ等でお知らせいたします。

※おためし地域おこし協力隊の日程は、変更になる可能性もあります。

※応募者多数の際には抽選となる場合があります。

(3) 募集説明会や、移住セミナーでのPR等など、直接相談できる機会を設ける予定です。詳細が決まり次第、市ホームページでお知らせしますので、応募を検討している方はぜひご参加ください。

(4) 個別相談も承りますので、ご希望の方は、下記問い合わせ先へご連絡ください。

(5) 弘前市岩木地区の隊員の活動等については、弘前市

岩木地区地域おこし協力隊HPをご覧ください。

<https://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keikaku/iwakikyoryokutai.html>



## 16. 応募書類 提出先／問い合わせ先

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市企画部企画課 人口減少対策担当

TEL：0172-40-7121 FAX：0172-35-7956

Eメール：kikaku@city.hirosaki.lg.jp